日本中国友好協会岡山支部規約

（名称と目的）

第１条 この会は、日本中国友好協会岡山支部（略称は、日中岡山支部）と呼び、事務所は岡山市北区下伊福西町 **1**－**53** 民主会館に置く。

第２条 この会は、日本政府の行為によって中国への侵略戦争が起こされた歴史を教訓として、再び両国が戦うことのない様にアジアと世界の平和に貢献することを目的とする。

（活動及び事業）

第３条 この会は、前条の目的を達成する為に下記の活動及び事業を行う。

１、日中不再戦、平和擁護
２、文化事業
３、中国事情と文化の研究
４、在日中国人との交流
５、中国から帰国した日本人への協力と援助
６、その他必要な事項

第４条 この会は、会員、準会員によって構成される。

第５条 この会に次の機関をおく

１、総会　この会の最高決議機関で全会員をもって構成し、一年に一回開く。総会は支部長がこれを招集し、次の事項を決める。運動方針、規約改正、予算及び決算、役員の改選、その他重要な事項。

２、理事会　総会に次ぐ決議機関で支部長、理事長、理事、事務局長をもって構成し、理事長がこれを招集する。また、総会の決定に基づいて本会の業務を執行する機関で、事務局をおき、会計などの日常業務を担当する。

３、会議の議決は出席者の過半数の賛成によるものとする。

（役員）

第６条 この会に次の役員をおく

１、支部長 **1** 名、理事長 **1** 名、事務局長 **1** 名、理事若干名、会計監査 **2** 名
２、役員は総会で会員の中から選ばれる。
３、支部長はこの会を代表し、会務を総括する。
４、理事長は、理事会を主宰する。
５、理事は、理事長をたすけ、会の運営に参加する。
６、事務局長は、事務局を統括する。
７、会計監査は、この会の会計を監査する。
８、役員の任期は定期総会から次の総会までとする。

（会計）

第７条 この会の経費は、会費、事業収入及び寄付金でまかなう。

１、この会の会費は、会員が月 **1000** 円、準会員が **500** 円とする。
２、会計年度は **4** 月 **1** 日から翌 **3** 月 **31** 日までとする。

（付則）

１、規則及び細則は別に定める。
２、この規約は、**2018** 年 **4** 月 **12** 日より実施する。
３、この規約は、**2020** 年 **3** 月に一部条項を改正し、**4** 月 **1** 日より実施する。